

## 八代市総合計画策定審議会設置条例

平成17年8月1日

条 例 第 9 号

(設置)

第1条 八代市に八代市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、八代市総合計画策定に関する事項について市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、自ら市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱した委員25人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項の審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画戦略部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。